

平成25年(ラ)第463号 即時抗告申立事件

抗告人 253名

相手方 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

2014(平成26)年1月24日

大阪高等裁判所 第11民事部 御中

抗告人ら代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

甲 号証	標 (原本・写しの別)	目	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲194 の2	大飯発電書敷地内破 砕帯の追加調査 - 最 終報告 - 概要版 (表 紙、83頁)	写	平成25年 8月19日	相手方	相手方が本件原発敷地内の破 砕部13-2と12-1につ いて「両破砕部は連続する可 能性があると評価」している 事実	甲194 と同じ 文書の 未提出 部分
甲228	「原発10基合格見 通し」という見出し のついた新聞記事	写	2014.1.10	毎日新聞	大飯3,4号機を現地調査し た更田豊志原子力規制委員会 委員は、現在申請のでている 10原発について、「基準に 不適合とされる原発がでてく るとは想像していない」と発 言した事実。	
甲229	第59回原子力発電所 の新規制基準適合性 に係る審査会合の一 部反訳	原 本	2014.1.23	抗告人ら 代理人	2013年12月18日の第59回原子 力発電所の新規制基準適合性 に係る審査会合で、小林安全 規制管理官から、相手方から 出されている9月18日付資 料1-4「大飯発電所 基準 津波について」に記載された 「すべり量」の数値2.91 mをとりあげて、このような 確からしい数値が出されてい るので、それを基準地震動評 価にも適用すべきであるとの 趣旨の発言があった事実	
甲230	第26回原子力発電所 の新規制基準適合性 に係る審査会合 資 料3-2 大飯3号炉及び4号 炉重大事故等に対す る対策の有効性評価 の補足説明 (表紙、 目次、44-1頁、 46-1~46-4 頁)	写	2013年10 月1日	相手方	相手方が規制委員会に対して 「炉心損傷前後における恒設 代替低圧注水ポンプの注入先 について」として、炉心損傷 を判断した時点以降 は、・・・格納容器損傷防 止のため、格納容器への注入 (原子炉下部キャビティ室へ の水張り)に切り替えるとし ている事実。 相手方が、本件原発について 原子炉格納容器の下部に注水 するための設備を設けるので はなく、壁伝い等の現状設備 のままの申請書を提出してい る事実。	

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲231	实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(制定文、表紙、目次、23頁)	写			発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。とされているところ、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止として、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉压力容器へ注水する手順等を整備すること。とされている事実。	
甲232 の1	第9回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合議事録(表紙、1~3頁、15~28頁)	写			2013年8月15日の玄海原発3号機、4号機に関する審査会合で、九州電力も、玄海原発3号機、4号機で想定される重大事故シナリオについて、相手方と同様の対策を示したが、規制委員会側は、炉内冷却をすぐにあきらめる方式に対して強い懸念を示したうえで、設備を整えるべきだという意見が述べられた事実。	
甲232 の2	動画DVD NHK福岡制作「特報フロンティア 検証 原発新基準～問われる九電の安全対策～」 (2013年9月20日放送)の一部					
甲233	实用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(制定文、目次、103頁、108頁)	写	2013年6 月19日	原子力規 制委員会	設置許可基準規則上、原子炉格納容器に炉心が落下した場合に備えて、原子炉格納容器の下部に注水するための設備を設けることが求められている事実。	

甲 号証	標 (原本・写しの別)	目	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲234	第10回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合議事録(表紙、1~3頁、21頁)	写	2013年8月20日	原子力規制委員会	北海道電力の泊3号に関する審査会合で、原子力規制庁の天野直樹課長補佐が、「51条の解釈では、接続する建屋内の流路をあらかじめ施設することというふうになってございまして、建屋内については事前の接続が求められております。」と述べた事実。	
甲235	第32回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料1-2 大飯3号炉及び4号炉重大事故等に対する対策の有効性評価の補足説明(表紙、目次、46-1~46-4頁)	写	2013年10月15日	相手方	相手方が、2013年10月15日の審査会合でも、甲230、46-1~46-4頁と全く同じ図を提出した事実。	
甲236 の1	第38回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料1-3(1頁)	写	2013年10月29日	北海道電力	北海道電力泊原発3号機に対する規制委員会の要求は、「下部キャビティへの水張りについて、51条の解釈では流路を予め敷設することを求めている。ラインナップまで準備しておくことが要求であるため対応すること」というものであり、北海道電力はこれを受けて設備の新設を回答している事実。	
甲236 の2	第38回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料1-4 泊発電所3号機 重大事故等対策有効性評価 操作および作業の成立性 評価説明資料(第26回審査会合 改定版)(表紙、目次、20~28頁)	写	2013年10月29日	北海道電力		

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
甲237 の1	第57回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料3-1 伊方発電所3号炉指摘事項に対する回答一覧表(1頁、14頁)	写 2013年11月21日	四国電力	四国電力も、伊方原発3号機に関し、連通管などの設備をつくる回答をしている事実。	
甲237 の2	第57回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料3-2-1 伊方発電所3号炉有効性評価説明資料(重大事故等)(表紙、5頁)	写 2013年11月21日	四国電力		
甲237 の3	第57回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料3-2-2 伊方発電所3号炉有効性評価補足説明資料(重大事故等)(表紙、-1~-12頁)	写 2013年11月21日	四国電力		
甲238	大飯発電所第3・4号機発電用原子炉設置変更許可申請書添付書類十(10-目-1~10-目-4、10-6-17頁)	写 2013年7月8日	相手方	相手方が、本件原発の「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備」として、シルトフェンスを張ることを予定しているだけである事実。	

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲239	関西電力株式会社 大飯発電所の敷地内 破碎帯の評価につい て(案)	写	平成25 年12月 27日	原子力規 制委員会 大飯発電 所敷地内 破碎帯の 調査に関 する有識 者会合	原子力規制委員会の「大飯発 電所敷地内破碎帯の調査に関 する有識者会合」の評価書案 の内容	
甲240	原子力規制委員会大 飯発電所敷地内破碎 帯の調査に関する有 識者会合 ピア・レ ビュー会合 議事録 (表紙、1頁、43~ 45頁)	写	平成25 年12月 27日	原子力規 制委員会	有識者会合のピア・レビュー において、レビュアーの一人 である吉岡敏和氏から、台場 浜トレンチ内の破碎帯が非常 用取水路に近い方向に連続し ている可能性があり、そのこ とが検討されていない旨の問 題提起があった事実。	
甲241	大飯発電所敷地内F - 6 破碎帯の追加調 査 - 現地調査資料集 - (表紙、4頁、63 頁、65頁)	写	平成24 年12月 28日	相手方	台場浜等の位置関係。 相手方が台場浜トレンチ内の 破碎帯は地すべりによるもの であると主張し、そのすべり 面はボーリング11孔より南 には延びていないと評価して いる事実。	
甲242	平成24年度原子力規 制委員会第33回会議 議事録(1頁~2 頁、23~25頁、37 頁)	写	平成25年 3月19日	原子力規 制委員会	平成25年3月19日実施の 規制委員会において、敷地内 破碎帯についての見解のとり まとめが新規制適合性審査入 りの前提であるという議論が されていた事実。	
甲243	「高浜、夏に再稼働 も」という見出しの 新聞記事	写	2014.1.9	毎日新聞	2014年1月8日の更田豊志原子 力規制委員会委員の発言内 容。	

甲 号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲244	「委員不在で初の会 合」という見出しの 新聞記事	写 2013.12. 4	電気新聞	2013年12月3日の審査 会合が、事故担当の更田委員 が海外出張で不在であったに もかかわらず、規制庁職員 のみで審査が進められた事実。	
甲245	審査会合への資料提 出状況	写 2013.12. 27	原子力規 制委員会	相手方が、本件原発について 審査に必要な資料の大部分を 2013年中に提出済みである事 実。	
甲246	6原発10基、審査 合格へ 夏の再稼働 現実味 新基準の適 合性審査	写 2014.1.2 0	産経新聞	「原発の再稼働に向けて、新 規制基準の適合性審査を申請 した9原発16基のうち、先 行して申請があった6原発1 0基が審査に合格する見通し になった。早ければ今春には “合格第1号”が出る」とい う報道がなされた事実。	